

2019年9月13日
プラス少額短期保険株式会社

災害救助法が適用された地域のご契約者様へ

この度の災害により被害を受けられた皆様へ、心からお見舞い申し上げます。一日も早い復旧をお祈り申し上げます。

当社では、この度、災害救助法が適用された地域の被災契約者様のご契約につきまして、お申し出により、下記の特別取扱をいたします。

記

1. 保険料払込猶予期間の延長
お申し出により、保険料の払込について猶予する期間を最長6か月まで延長いたします。
2. 保険金、貸付金等諸支払請求の簡易迅速なお支払い
お申し出により、必要書類を一部省略する等により、簡易迅速なお取扱いをいたします。

なお、適用地域につきましては、下記の内閣府 WEB サイトをご参照くださいませ。

内閣府：http://www.bousai.go.jp/kohou/oshirase/pdf/r1typhoon15_teiden_01.pdf

以上

◆本件に関するお問い合わせ
プラス少額短期保険株式会社 経営企画部
TEL：03-5287-1070
FAX：03-5272-0150